

2015年6月3日

「5月1日・22日前橋地裁・裁判傍聴記」

久保 新一

5月1日（金）裁判報告：

千葉地裁に次いで全国で2番目に原告本人尋問が始まることに加えて、専門家証人として元GE原発技術者佐藤暁氏が証言するというのもあって、9時10分から25分の間に91人の傍聴希望者が集まり、整理券が配られ抽選の結果32名が傍聴することになった。

1. 佐藤暁（元GE原発技術者）証言（10:15-11:00）

(1)地震対策、(2)津波対策、(3)過酷事故対策について、パワーポイントを使い100枚近い図表・資料を提示しながら、世界標準の対策・規制の実情について証言し、説得力があった。

(1) 地震対策；日本では、1973年に設計基準の指針が制定された。しかし、既往地震（約400年間の記録に残された地震）を前提としたものであり、IAEAの「1万年に1回」の頻度で起る大地震を前提としたものではなかった。1万年に一度起る大地震の場合、遠方の地震も「たくえつ」する場合がある。遠方で起る大地震は持続時間が長く、加速度が損傷に作用する場合がある。低周波振動も考慮に入れる必要がある。

(2) 津波対策；津波に関する基準はアメリカにもなかった。1978年海岸に設立される原発について、設計水位7mを示した。その後10mにかき上げされるが、津波による水位の上昇だけではなく、潮汐や高波による海面の上昇も加味した合計水位を、内訳を付して表示している。西海岸は地震の多発地帯であることにより、津波に関する研究が進み、海底地すべりの起る確度を発電所前8地点で計測し、設計水位を10.5mとした。

(3) 過酷事故対策；過酷事故対策には、起ったときの対応と起った後の対応、がある。今回の事故の場合、①容器ベントについては、日本の手順書はEWorners' groupから大幅に逸脱していた。ベント時期の圧力2倍近くまでになり爆発の原因になった。②電源喪失の場合の処置不十分であった。西欧ではチェルノビル以降対策を強化していた。③スリーマイル事故以降、テクニカルサポートセンターの設置場所が制御室から徒歩2分以内の運転員と対面できる場所に置くこととなっている。④原子炉の水位把握されていなかった。⑤スリーマイル事故でシュミレーション訓練の重要性が認識されるようになった。日本の場合、異なる10種類のシュミレーターで訓練しており、熟練者も良く分からない。

(4) 全般的；①隔水器の問題、②非常用復水器のベント系、③1号機タービン電源、全て同じフロアに設置されていることを見まわしてきた。安全文化の欠如。④2001年アメリカのテロ事件で、原発破壊された場合への備えがなされるようになったが、日本はなされていない。

(5) 結論；①原発の安全、想定されていないし想定自体甘い。②問題が発覚した場合の対応遅い。③チェック機能働かない。④国際的動向、フォローしていない。IAEAには各国の資料あるが活用されていない。国際情報・安全活動をフォローしてこなかった。

* 原告代理人の弁護士からの主尋問はなされたが、被告東電・国側代理人の弁護士からの反対尋問はなされなかった。理由は内容の検討に時間がかかるということであった。5月22日の裁判でも反対尋問はなされず、7月末の裁判で行われる予定と聞いている。

2. 原告本人尋問（午前2人、午後5人）

(1)47歳（男性）；家族構成（両親、妻、娘）、両親は知らないところに行きたくないと残留。避難を決意した理由は子供が幼かったことで放射能が心配。最初相馬市スポーツアリーナに避難、大変混みあっていて、子供の泣き声を気にして大変だった。その後、川俣高校、福島市、山形県を経て群馬に落ち着いた。群馬には親戚もいない。生活基盤を築くために、妻子は群馬に置いて自分だけ南相馬へ戻った。月に一度車で4-5時間かけて妻子に会いに群馬に来る。交通費は5-6千円かかる。仕事で職場に迷惑をかけていると思う。地元に戻った人もいるが、年輩者が多い。2016年3月で借り上げ住宅が終わるが、子供が小さいので困る。

(2)59歳（女性）；亡くなった夫の遺言で原告になった。いわき市の民間アパートに住んでいる時に被災した。3月13日職場閉鎖、31日に解雇される。いわき市生まれのいわき育ちの夫は20年以上勤めた会社の転勤命令が出て佐野支店の家族寮に転居した。しかし、24時間操業で騒音がひどい上に、外出時には従業員のいる通路を通らなければならず、外出も控えるようになった。年寄りを置いて自分たちだけが逃げて悪いことをしたという意識が強かった。夫は夜勤で寝不足気味で家に帰った気がしないと食欲がなかった。平成24年3月4日借り上げ住宅に入居したが、昨年（平成26年）10月夫は悪性脳腫瘍で亡くなった。過度のストレスと放射能不安、度重なる引越し、家族を見捨てたという感情等にさいなまれていた。「頼れる人はお前しかいない。」と二人して泣いていた。実家の家族の写真を破りすててゴミ箱に捨ててあった。いわき市に戻りたいが戻れない、不安な精神状態でいた。夫の看病をしながら自分も通院、今も不整脈がある。原発事故前は健康で明るかった。今は一人残されて大きな不安がある。

*被告東電・国弁護士による反対尋問；いわき市のホームページを見たか。A；見たことが無い。4月21日いわき市長が安全宣言を出したことを知っているか。A；知らない。現在仕事をしているか。A；していない。精神状態回復していないので今するつもりはない。

(6)60-65番、夫婦に娘4人家族6人の原告；3DKのアパートで共働き、長女が末の娘の面倒を見ていた。被災後家族は三つに分かれた。以後バラバラのまま。避難後3ヶ月で体調を崩して入院。妻も入院。三女は不登校になる。県外避難を決めたのは12月。そ

れまで避難しなかった理由は、仕事、学校と事故当時本当の情報が分からないままに過ぎてしまった。秋に三女が泣き出して決断した。次女は残った。結婚した長女から流産したと連絡があった。ストレスが原因で中絶手術を受けた。障害を持った子供が生まれると危惧した。福島に戻りたいが子供たちの都合で帰れない。妻の実家には障害者の親がいるので気がかりである。

5月22日裁判報告：

21号法廷という狭い法廷での原告尋問ということもあって、傍聴希望者の数は42名と前回（5月1日）の半分程度。それでも31名が定員で抽選が行われた。10名の原告が証言し、尋問を受けた。

1. 原告本人尋問（午前4人、午後6人、10:00-17:00）

(1)15番（女性）、障害（ダウン症）を持つ長女と二人いわき市で生活していた。原発事故で生活全く変わった。娘は外遊びをすることは理解できない。外で土いじりをしていた娘をつい叱ってしまった。しかし、娘はなんで叱られているか分からない。福島産の野菜食べられなくなった。地産地消の動きは迷惑だと思った。福島産のものを食べると被爆してしまうと思うから。娘は肺炎で三日間入院した。外遊びが出来なかったからと思う。もう少し早く避難すれば、肺炎にかかることもなかったと後悔した。避難が遅れたことは、職を失うことを恐れたからである。最終的には娘の健康を考えて避難した。こちら（群馬）には友人・知人はいないので、不安である。私や娘が受けた精神的苦痛に対しつぐないをして欲しい。

<反対尋問>①いわき市にいる兄弟・姉妹に子供はいるか。A; いる（10歳、3歳）。②いわき市が安全宣言を出したことを知っているか。A; 知っていた。③避難する直前に近くのスーパー開店していたか。A; 開店していた。公共施設も開いていた。④両親はどこに住んでいるか。A; いわき市に住んでいる。⑤いわき市の現状について聞いているか。A; いわき市の情報は時々見ている。こちらの方が線量が低いのでこちらに留まっている。平成24年4月販売員していたが辞めた。⑥仕事を辞める理由についてどう説明したか。A; 線量が高いと言った。上司の反対はなかった。⑦娘の肺炎の理由について医者は何か言ったか。A; レントゲンをとらなかった理由は、薬を変えたから様子を見る、ということであった。親戚も知人もいない群馬に避難した理由は何か。A; 関西に避難したかったが距離を考えてここに避難した。なるべく近くにと考えた。⑧いわき市には帰ったか。A; 時々帰った。⑨近所の方とコンタクトしたか。A; ない。ほとんど連絡とっていない。⑩避難したことで家族と仲が悪くなったか。A; 連絡をしなくなった。

(2)115番（女性）

川内村に家族7人で住んでいた。周りの人たちも家族同様、周りが山でいい所だった。現在3歳になっている三人目の子供を事故後被爆の影響が心配で産むかどうか迷った。

夫は郡山市のアパートに居て週末に太田の家族の所へ帰ってくる。月曜日の朝 4 時次男がまだ寝ている中に出てゆく。夫は子供のことを心配して度々電話をくれる。金銭的なこともあり、時々ケンカする。川内村には新築 5 ヶ月（事故発生当時）の家もあり、ローンを払っている。川内村の放射線量はまだ高い。住宅手当を打ち切られるとローンの支払いに困る。避難者だから多額な金を貰っているのではないかとと言われる。

<反対尋問>①ご主人の両親のいる川内村に帰るか。A; 主人の半分程度、長男は卒業して就職している。中三の長女はバレーボールの部活をしている。②三歳の次男は元気か。A; 元気。③川内村のホームページを見るか。A; 時々見る。④ご主人や両親から川内村のことを聞くか、広報・川内を見るか。A; 時々見る。送ってくれるので見ている。食糧を買うのに不便だと聞いている。⑤放射線量の検査を受けたか。A; 受けた。⑥ご主人の両親は川内村にいるか。A; 事故後しばらく栃木に避難し、太田にもいた。震災の翌年の 5 月川内村に戻った。その時に一緒に来ないかとは言われなかった。主人の職場は川内村にあり、社長も 20Km 圏内なので避難した。主人は会社に席は残したまま、しばらく休んでいた。⑦子供たちも川内村に戻ったことがあるか。何回くらい戻ったか。A; 年に一回くらい。計 8 回、葬式、墓参、自宅を見に。⑧周囲の人と仲が悪くなったということはあったか。A; 自分は嫁なので、そんなに親しくしていなかった。除染もされていない山の傍で、井戸水なので飲むのが怖い。

(3)94 番 (女性)

夫は川内村の職員で事故後避難できなかった。避難者や交通整理をしていた。二番目の爆発があった時電話があつて死んでしまうのではないかと思った。夫が帰る時は、子供は窓から離れない。普段はラインで主に子供の情報をやり取りしている。両親や夫、親戚と別れてしまったことはつらい。しかし、子供を連れて帰るつもりはない。20 年間農協に勤めていた。震災の翌年群馬に避難した。現在無職だが求職中。川内村は 9 割が山で、そこは除染されていない。住宅手当が打ち切られるのは困る。生活がとても苦しくなる。

<反対尋問>①夫はどこに住んでいるか。A; 元々住んでいた公務員住宅に住んでいる。②ご主人から川内村のことは聞いているか。A; いる。広報も読んでいる。様子も聞いている。③夫婦が別々に住んだ理由は何か。A; (私の) 勤め先が変わったので別居した。④川内村が行っている健康説明会は知っているか。A; 知っている。村へ戻る説明会も知っているが出たことはない。絶対安全な数値はないので、不安。⑤近所の方と連絡とっているか。A; 親戚とは連絡をとらなくなった。職場の同僚とも連絡はとっていない。⑥避難中に病院へ行ったか。下の子が肺炎になった。それ以外にはない。⑦避難後自宅に戻ったか。年に一度、一人の時も、子供も連れて戻ったこともある。葬式の時。⑧家賃免除が打ち切られた時どうするか。A; 現在地に住む。

(以下 7 名省略)

2. 反対尋問の特徴と課題

(1) 反対尋問の特徴

東電・国の弁護人が必ず聞く質問は、①健康調査を受けたか、②地元の市や町のホームページを見たか、③地元市町村が安全宣言を出したことを知っているか、④地元（親元）に何回帰ったか、⑤親戚や近所の人と連絡はとっているか、である。

①健康調査や線量調査については、「問題なかった」と答えさせて、安全を強調したいのだと思われる。しかし、低線量被曝はDNAに作用することが問題であり、通常健康調査で分かる筈がない。何時どういう影響がどういう形が出るか分からないことが一番の問題であり恐怖であるから、こういう質問自体意味をなさないし、無責任である。②-⑤については、地元の自治体が安全だと言っている、親たちや親戚もいるのだから帰れなさい、といたいのであろう。だが、依然として放射線量が高く、周囲の山野は除染もされていない状態で、帰れというのは無理であり、生活権無視である。まして、放射能の影響が最も心配される小さい子供を抱えた親に帰れというのは酷である。被災者や幼子をかかえた親の不安や心配など一顧だにしない、人権無視もはなはだしい態度という他はない。

(2) 裁判の課題

少なくとも国は、将来を担う子供たちの安全を考えて、被災地の子供たちは全員放射能の影響がない地域に避難させてその安全を保障する義務があると考えます。子供たちの安全を守れなくて何のための安全保障か。そのための経費はオスプレイ数機の購入費を回せば済む筈である。

また、被告東電・国側の弁護士は、原告全員の証人尋問を求めたり、専門家証人に対する反対尋問を故意に遅らせたりして、判決を長引かせようとしている。その間に帰還政策を進め、事故収束を既成事実化してしまおうとしていることが良く分かる。

東電・国に事故責任を認めさせる一方で、判決を急がなければならないという、裁判は難しい局面を迎えている。